

武蔵野市くぬぎ園跡地利用福祉施設の在り方検討有識者会議設  
置要綱

(設置)

第 1 条 武蔵野市くぬぎ園を廃止した場合における当該跡地（以下「跡地」という。）に設置する福祉施設の用途について検討するため、武蔵野市くぬぎ園跡地利用福祉施設の在り方検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 跡地に設置する福祉施設の用途に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、跡地の利用について市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 有識者会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 東京都住宅供給公社の職員
- (2) 東京都福祉保健局高齢社会対策部の職員
- (3) 一般社団法人武蔵野市医師会の会員
- (4) 武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会の会員
- (5) 武蔵野市相談支援専門員連絡会の会員
- (6) 健康福祉部長

(委員長等)

第 4 条 有識者会議に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が委員の中からこれを指名する。

2 委員長は、会務を総括し、有識者会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(会議)

第 6 条 有識者会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 有識者会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第 7 条 委員の報酬については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年 2 月武蔵野市条例第 7 号）第 5 条第 1 項の規定により、市長が別に定める。

(事務局)

第 8 条 有識者会議の事務局は、健康福祉部高齢者支援課に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 30 日から施行する。